

富士川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富士川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500円
--------------------	----	--------

 を

「

いじめ問題対策連 絡協議会委員	年額	3,500円
いじめ問題専門委 員会委員	1回	5,000円

 に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

富士川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
区分	報酬の額		旅費の額	区分	報酬の額		旅費の額
略				略			
いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500円		いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500円	
<u>いじめ問題専門 委員会委員</u>	<u>1回</u>	<u>5,000円</u>		_____	_____	_____	
略				略			